

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

土木建築局

1 要旨

土木建築局における新型コロナウイルス感染症への対応状況を報告する。

2 主な対応状況（下線部は更新した内容を示す）

令和2年5月29日（金）時点

区分	現状・影響等	県の対応（予定も含む）	国の対応
公共工事	<p>1 工事の実施状況</p> <p>○県発注工事の中止や工期延伸等は現時点では発生していない。</p>	<p>○受注者に対し感染予防対策への取組を徹底するとともに、工期延伸等の要望把握を行い、受注者から要望があれば、工事の一時中止、工期の延伸や請負代金額の変更等必要な措置を行う。</p> <p>○受注者が感染拡大防止対策を実施することにより、追加で必要とする費用（労働者宿舎における密集を避けるための近隣宿泊施設の宿泊費や交通費、遠隔臨場やテレビ会議等のための機材リース費や通信費など）については、受発注者間で協議の上、設計変更（請負金額の変更）を行う。（R2.5以降）</p> <p>○7月豪雨災害に係る復旧工事を円滑に実施するため取り組んできた県外事業者の受入れ等に係る協力要請を再開した。</p>	<p>○受注者に対し感染予防対策への取組を徹底するとともに、工期延伸等の要望把握を行い、受注者から要望があれば、工事の一時中止、工期の延伸や請負代金額の変更等必要な措置を行う。（建設業者団体に周知）</p> <p>○受注者が感染拡大防止対策を実施することにより、追加で必要とする費用については、受発注者間で協議の上、設計変更（請負金額の変更）を行う。</p>

区分	現状・影響等	県の対応（予定も含む）	国の対応																								
公共工事	<p>2 資材確保の状況</p> <p>○建築関係において、衛生機器や住設機器等の一部の資材の納期については、遅延が回復しつつある。</p>	<p>○建材・設備部品等のメーカーへの聞取りを継続的に実施し、受注状況の把握に努める。</p> <p>○コロナ感染症対策により資材調達が困難となり、工事施工に影響する場合、受発注者で協議を行い、工事の一時中止の対応を行う。</p>	<p>○コロナ感染症対策により資材調達が困難となり、工事施工に影響する場合、受発注者で協議を行い、工事の一時中止の対応を行う。</p>																								
民間工事	<p>1 工事の状況</p> <p>○各民間発注団体において、工事の一時中止や工事現場での感染予防対策を実施</p>	<p>○咳エチケットや衛生環境の管理等、感染予防対策について建設業関係団体に周知</p>	<p>○一時中止等や工事現場等での感染予防対策について民間発注者団体に周知</p>																								
	<p>2 資材確保の状況</p> <p>○住宅部品等の受注については、3月下旬以降、一部受注が再開されているが、納入の遅延については解消に至っていない。</p>	<p>○建材・設備部品の納品の遅れに対する完了検査の円滑な実施を行うとともに、県内の特定行政庁、指定確認検査機関に周知</p>	<p>○建材・設備部品の納品の遅れに対する完了検査の円滑な実施を各都道府県に周知</p>																								
建設業	<p>1 事業・雇用等への影響</p> <p>○令和2年4月の広島県内の有効求人倍率（常用）は、昨年4月と比較すると、全産業の合計では減少している。</p> <p>○建設・採掘においても減少しているが、依然、高い有効求人倍率となっている。</p> <p>【有効求人倍率（広島労働局（常用））】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R02.04</th> <th>H31.04</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全産業</td> <td>1.30</td> <td>1.60</td> <td>▲0.30</td> </tr> <tr> <td>建設・採掘</td> <td>6.67</td> <td>6.94</td> <td>▲0.27</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R02.03</th> <th>H31.03</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全産業</td> <td>1.46</td> <td>1.71</td> <td>▲0.25</td> </tr> <tr> <td>建設・採掘</td> <td>7.03</td> <td>6.96</td> <td>+0.07</td> </tr> </tbody> </table>	区分	R02.04	H31.04	増減	全産業	1.30	1.60	▲0.30	建設・採掘	6.67	6.94	▲0.27	区分	R02.03	H31.03	増減	全産業	1.46	1.71	▲0.25	建設・採掘	7.03	6.96	+0.07	<p>○建設技術者等緊急雇用助成事業 支給決定 26社（32人）（H31.3以降）</p> <p>○下請負人・技能労働者への配慮 受注者に対し、建設工事の一時中止や延期に際しては、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分に配慮するように依頼（随時）</p>	<p>○建設業関係団体に対し、雇用調整助成金の特例措置の積極的活用等、事業者への支援措置を周知</p> <p>○下請負人・技能労働者への配慮 受注者に対し、建設工事の一時中止や延期に際しては、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分に配慮するように依頼（随時）</p>
区分	R02.04	H31.04	増減																								
全産業	1.30	1.60	▲0.30																								
建設・採掘	6.67	6.94	▲0.27																								
区分	R02.03	H31.03	増減																								
全産業	1.46	1.71	▲0.25																								
建設・採掘	7.03	6.96	+0.07																								

区分	現状・影響等	県の対応（予定も含む）	国の対応
建設業	<p>2 新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進事業</p> <p>○建設業、測量・建設コンサルタント等業務業者団体を訪問し、制度の概要を説明</p> <p>○事業を広く周知するためチラシを作成し、関係団体へ周知を依頼</p> <p>○募集要領を県のホームページに掲載するとともに、関係団体、県の入札参加資格認定者に送付</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金支給要綱を制定し、5月20日から受付を開始した。</p> <p>【受付件数】2件</p>	-
空港	<p>1 航空路線の運航状況</p> <p>○国内線については、令和2年3月上旬以降、減便が続いており、国際線については3月下旬以降、全路線運休となっている。</p> <p>【国内線】 5路線6往復/日（※日曜日のみ7往復/日） 《内訳》 羽田2※¹（17）、成田1※²（3）、札幌1（2） 仙台2（2）、沖縄1（1） （ ）内は通常ダイヤ ※1：6/1～6/15は4往復、6/16～6/30は5往復まで復便 ※2：日曜日のみ運航</p> <p>【国際線】 全路線運休中 《通常ダイヤ（週あたり往復便数）》 〔大連・北京 5、上海 7、台北 7、香港 4〕 〔バンコク 3〕</p>	<p>○国際線については、航空会社に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線維持のために必要となる経費（事務所賃貸料等の固定経費） ・速やかな路線回復を図るために必要となる経費（一般共用施設使用料等、運航便数に応じて必要となる変動経費） <p>の一部を当面6か月間支援することとした。</p> <p>○全国知事会や中国地方知事会を通じて、地方空港の当面の路線維持に必要な支援及び回復期には路線の回復に必要な支援を行うよう、国に要請することとしている。</p>	<p>○国管理空港（広島空港含む）の空港使用料（着陸料・停留料・保安料）及び航行援助施設利用料について、半年間程度、支払いを猶予</p>

区分	現状・影響等	県の対応（予定も含む）	国の対応
港湾	<p>1 生活航路の状況</p> <p>○観光航路で影響の大きいところは、利用者が半減し、生活航路でも利用者の落ち込みが顕著となっている。</p>	<p>○港湾施設使用料について、令和3年3月末までを支払い期限とした支払いの猶予措置の受付を4月30日から開始した。 【受付件数】<u>35</u>件</p>	<p>○国土交通省から、各港湾管理者に対し、公共交通や物流機能の維持のため「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の周知・協力依頼が行われた。</p>
	<p>2 港湾物流の状況</p> <p>【広島港】</p> <p>○3月までは、大きな影響は出ていなかったが、4月に入り、自動車関連の貨物を主体に約3割のコンテナ貨物の落ち込みが生じている。</p> <p>○5月に入ってからは、4を上回る割合でコンテナ貨物の落ち込みが生じている。</p> <p>【福山港】</p> <p>○3月、4月は前年並みであった。</p>	<p>○港湾施設使用料について、影響が生じている事業者の令和2年4、5、6月分を減免することとしている。（現在は関係要領を整理しており、要領制定後に速やかに受付を開始する。）</p>	
	<p>3 クルーズ船の状況</p> <p>○寄港予定のキャンセルが相次ぎ、令和2年度のクルーズ客船の寄港予定は69回から33回に減少し、今後もキャンセルが増加する見込み。（R元年度実績:57回、R元.12月以降寄港なし）</p>		—
	<p>4 みなとの賑わい</p> <p>○港湾施設をテナント利用している事業者等では、営業自粛等により、売り上げが大きく落ち込んでいる。<u>なお、一部の事業者等においては、営業を再開している。</u></p>		—

区分	現状・影響等	県の対応（予定も含む）	国の対応
住宅	<p>1 県営住宅に係る家賃減免・徴収猶予</p> <p>○県営住宅入居者から所得の減少に伴い、家賃の徴収猶予等について <u>82</u> 件（+<u>8</u> 件）※の相談あり、<u>47</u> 件（+<u>5</u> 件）※の申請書が提出されている。</p> <p>※（ ）内は前回 <u>5/28</u> 報告時から増加した件数</p>	<p>○県営住宅入居者に対する支払い猶予の規定に基づき、猶予等の措置</p> <p>○相談については指定管理者にて随時対応</p> <p>【申請対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査中：<u>37</u> 件 ・承認済：<u>10</u> 件 	<p>○国土交通省住宅局から都道府県に対し、公営住宅等入居者の家賃滞納等への対応及び緊急事態宣言を受け居所を失った者への対応において配慮するよう要請</p>
	<p>2 県営住宅の提供</p> <p>○県営住宅への入居相談件数は <u>12</u> 件（+<u>1</u> 件）※あり、<u>3</u> 件（+<u>1</u> 件）※の入居が決定している。</p> <p>【提供可能戸数】 75 戸</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>広島市 37 戸，呉市 3 戸，竹原市 3 戸，三原市 1 戸，尾道市 5 戸，福山市 2 戸，三次市 2 戸，庄原市 1 戸，東広島市 2 戸，廿日市市 3 戸，海田町 10 戸，坂町 6 戸</p> </div> <p>※（ ）内は前回 <u>5/28</u> 報告時から増加した件数</p>	<p>○県営住宅への入居については、リーマンショック時と同様に、仮住居として有償提供（当面 6 か月間、最低の所得水準の家賃を適用）</p>	
公園	<p>1 県立公園の利用</p> <p>○3月7日から段階的に利用中止措置を講じてきたが、5月14日の緊急事態宣言解除以降、<u>順次、利用を再開し、5月22日の使用制限の協力要請解除を受けて、全ての公園施設について利用を再開した。</u></p> <p>【対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> びんご運動公園 せら県民公園 みよし公園 	<p>○「<u>新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針</u>」に基づき、適切な感染予防対策を継続する。</p>	<p>○国営備北丘陵公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>4月18日から臨時休園していたが、5月14日から順次再開している。</u> ・<u>6月2日からは、感染防止対策が不十分となる一部の屋内施設を除き、ほぼ全てについて利用を再開する。</u>

区分	現状・影響等	県の対応（予定も含む）	国の対応
公園	2 ひろしまはなのわ 2020 における行催事 (1) メイン会場 集中展開期間（3月19日から5月24日）が終了した。	○旧市民球場跡地を囲う花壇「はなのわ」は、11月23日の緑化フェア開催期間終了まで花の展示を継続する。	—
	(2) 県の協賛会場 ・イベントを中止・延期 （3月19日から5月24日）	○「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」に基づき、 <u>イベントを実施</u> していく。	—
その他	1 道路・河川に係る占用料の徴収猶予 ○道路・河川、港湾等の占用者で、外出自粛・休業要請への取組等の影響により、納期限までの占用料の納付が困難となることが見込まれる。	○納期限が9月末までのものについて、占用者から申請等により、納期限の延長を実施（R2.5以降） 【納付猶予期間】 納期限から令和3年3月31日 ○4月から6月の3か月間の占用料について、 <u>占有者からの申請により、占用料を1/2に減額する。</u> 【申請期間】 <u>令和2年5月27日から令和2年12月28日</u>	○令和2年4月28日付けで国土交通省道路局路政課長から各都道府県及び指定市に対し、外出自粛要請等により期限までに道路占用料の納入が困難な占用者に適切に対応するよう依頼があった。